

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第五条第二項の規定により、農地中間管理機構である公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターから次のとおり住所及び農地中間管理事業を行う事務所の所在地を変更する旨の届出がありました。

平成二十七年四月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 変更後の農地中間管理機構の住所

橿原市畝傍町五三番地

二 変更後の農地中間管理事業を行う事務所の所在地

橿原市畝傍町五三番地

三 変更年月日

平成二十七年四月一日